

1. 著作権と本校の学習内容とのかかわり

本研究と特に内容がかかわるのは、本校の「情報や情報手段に関する知識、情報モラル・責任」の領域であり、この中から著作権・個人情報に関する内容を以下に抜粋する。

	情報や情報手段に関する知識	情報モラル・責任	
		責任(自分自身)	モラル・マナー(他者との関係)
1年 2年		・自分の作品を大切に作る。 ・友達のよさをみつける。	
3年 4年	・実例や教師の説明、解説を通して、著作権について知る ・知的所有権のあるものを勝手に使ってはいけないことを知る	・自分の発信した情報に責任をもつ ・相手の気持ちを考えて情報を発信する	・他人の情報を大切に作る
5年 6年	・個人情報の保護に配慮して情報を発信することができる ・どんなものに著作権があるかを考え、著作権を持つものの正しい扱い方について知る ・著作権は大切であることがわかる ・個人情報の公開についての問題点を知る・ホームページのしくみについて知る	・発信されて情報が人に与える影響を理解し、行動する	・著作権を尊重する・個人情報を慎重に扱う

2. 本年度の著作権や個人情報にかかわる指導計画と授業実践

本校の年間指導計画に沿って、いくつかの著作権や個人情報に関する学習は、実践済みである。今後は、著作権教育協力校として、文化庁が開発した著作権を学ぶソフトを活用した授業を開発し、これらの実践を検証しながら、小学校段階の指導法や学習内容の研究を行っていきたい。

< 平成15年度の著作権 個人情報に関わる授業 >

学年	単元名	教科・領域	月	ねらい
1年	「 、なあに」	図画工作科	10	・友だちと自分の作品のよいところを見つける。
2年	「ゆめ いっぱい」	図画工作科	9	・自分の作った作品や友達の作品を大切に作る。
	「写真から言葉を作り出そう」	国語	11	・友達の作品の良さを見つける。
3年	「ぼく、わたしは新聞記者」	総合的な学習の時間	10	・インタビューする際のマナーを身につけると共に、情報提供者にお礼の気持ちをもつ。 ・実例や教師の説明、解説を通して、著作権について知る。
4年	「みんなと話そう」	総合的な学習の時間	12	・ニックネームを使うことについて感想を述べ合う。
	「コマーシャルを作ろう」	総合的な学習の時間	11	・身の回りには、著作権を持つものがあることを知る。 *文化庁作成ソフト使用
5年	「お気に入りのホームページを紹介しよう」	総合的な学習の時間	4	・著作権を意識して、情報を収集する。
	「インターネットを楽しく安全に使おう」	総合的な学習の時間	6	・情報に対して適切な行動をとる。
	「掲示板を楽しく安全に使おう」	総合的な学習の時間	1	・情報の中にはモラルに反するものがあることを知り、適切な行動ができる。
6年	「富士市を紹介しよう」	総合的な学習の時間	1	・知的所有権についての理解を深める。
	「首都東京リサーチ 2003」	総合的な学習の時間	6	・どんなものに著作権があるのかを考え、著作権を持つものの正しい扱い方について知る。
	「携帯電話って便利なの？」	総合的な学習の時間	10	・著作権に対する理解を深める。
	「オーストラリアの友だちとネットワークで交流しよう」	総合的な学習の時間	11	・著作物の二次利用について考える。